

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 古物営業法施行規則
根 拠 条 項： 第12条第1項
処 分 の 概 要： 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 古物営業法 第11条第2項（行商従業者証） 第12条（標識） ○ 古物営業法施行規則 第10条（行商従業者証の様式） 第11条（標識の様式）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間： 30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 生活安全部生活安全総務課防犯営業第2係
問 合 せ 先： 生活安全部生活安全総務課防犯営業第2係 （電話 03-3581-4321 内線30341）
備 考：